

著作権と模倣

07 | 4120 岡田尚之

1. 著作権と模倣

現行著作権法においては、「私的使用のための複製」等を除いて他人の著作物を利用する場合には権利者の許諾が必要になる。無断で模倣をすると、著作権に抵触する恐れがある(翻案権、など)。

この論文では、模倣に「無断引用・複製」「盗作」「キャラクターの利用」「パロディ」「作風の模倣」を含めて論じる。

2. 実際の模倣事例

(1) 「ウエストサイド物語」と「ロミオとジュリエット」

ミュージカルである「ウエストサイド物語」と、その着想元となった作品「ロミオとジュリエット」は、ストーリーの構成がよく似ている。



ライオンキング (左) とジャングル大帝 (右)

(2) 「ライオンキング」と「ジャングル大帝」

ディズニーの「ライオンキング」が、日本の漫画家手塚治虫のマンガ「ジャングル大帝」の盗作ではないかと論争になった。キャラクターの外見、配役の類似と、ストーリーの大筋が類似している。

(3) 「チーズはどこへ消えた？」と「バターはどこへ溶けた？」

扶桑社出版の「チーズはどこへ消えた？」のパロディ作品である、道出版の「バターはどこへ溶けた？」が、翻案権の侵害で訴えられた。



(4) 江戸商売図絵

江戸時代の浮世絵を模写した作品数点を、無断で本に掲載したとして、画家と出版社が

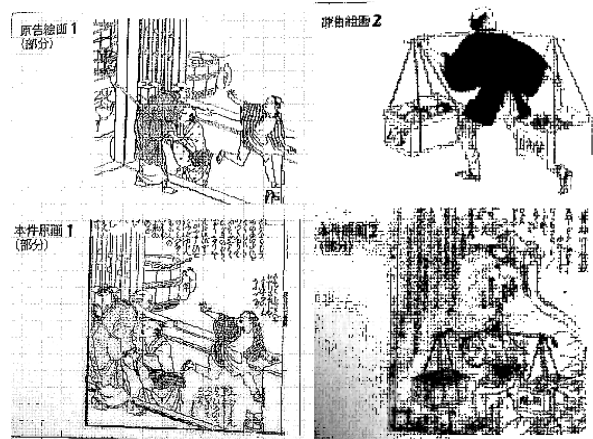
争った。

(5) 美術におけるオマージュと模倣

美術においては、マネのオランピアや草上の昼食、モナリザ、など様々なオマージュ・模倣が存在する。

3. さまざまな意見

池田万寿夫は「影響」は精神に作用する共鳴の感情、「模倣」は何の観察も加えずにその外廓だけを写し取る、としている。竹熊健太郎は「独創性に基づくプラスαがあるかないか」が「盗作」と「創作」の違いだと述べている。

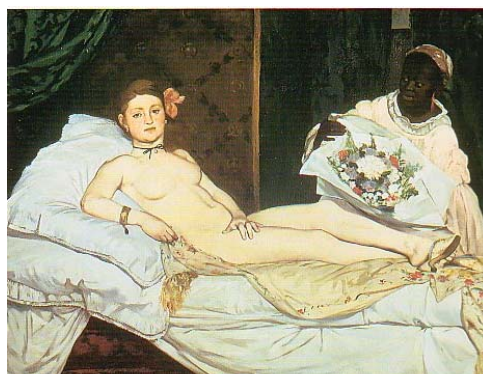


元の浮世絵（下）と画家の模倣画（上）

4. 考察

著作権の目的は「著作物の保護、著作権者に著作物の独占利用を許可する」「文化の発展に寄与」の二点である。両者は互いに矛盾し合っているが、もしどちらか一方が欠けてしまえば、創作に未来はないだろう。

現代社会において、著作物のコピーや、改変は難しいものではなくなり、寧ろ一般化してきていると思われる。著作物の保護をより強力にという発言や動きが目立つなか、模倣利用に関する線引きをないがしろにし、かえって創作行為のフィールドを縮める恐れもある。



ウルビーノのヴィーナス（上）とマネのオランピア画（下）